

田原市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に定める共同生活援助を実施する事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第208条第1項に定める指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）に対して、補助金を交付することにより、共同生活援助の経営の安定化及び新たな事業所の参入促進を図ることを目的として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業所)

第2条 この補助金の交付対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす事業所のうち社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人が運営主体となる事業所とする。

- (1) 事業所の所在地が愛知県内にあり、事業所の利用定員が20人以下であること。
- (2) 共同生活援助を実施する住居の所在地が愛知県内にあり、その利用定員が9人以下であること。

(補助の交付基準)

第3条 補助金は、対象事業所を利用している者又は利用していた者のうち、市長が法第19条第1項により支給決定をしたものを、補助の算定対象とする。

2 補助基準額、補助対象経費、補助対象日数、補助交付額の算定方法及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の流用の禁止)

第4条 対象事業所に対する補助金は、他に流用してはならない。

(申請手続)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする対象事業所（以下「補助事業者」という。）は、障害者共同生活援助事業費補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条の申請を取り下げようとするときは、次条に規定する決定の通知を受けた日から30日以内に、障害者共同生活援助事業費補助金の取下書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の決定をしたときは、障害者共同生活援助事業費補助金交付決定通知（様式第3号）により通知するものとする。

(変更申請手続)

第8条 補助事業者は、前条第2項により決定を受けた後、事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、障害者共同生活援助事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定するものとする。

3 市長は、前項に規定する補助金の変更交付を決定したときは、障害者共同生活援助事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に障害者共同生活援助事業費補助金中止・廃止届出書（様式第6号）を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、障害者共同生活援助事業費補助金事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定したときは、障害者共同生活援助事業費補助金額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、事業完了後に補助事業者に対し交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、障害者共同生活援助事業費補助金請求書(様式第9号)により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項に規定する正規の請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の運用及び事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載又は不当に補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助事業の実績額が交付決定額に比べて減少したとき。
- (5) 正当な理由がなく事業を完了することができなかつたとき。

(事業状況の報告等)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査又は指示をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保管しておかななければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、改正後の田原市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、改正後の田原市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	障害支援区分4～6	障害支援区分3以下
補助基準額	利用者（補助事業者が法第19条第1項により支給決定をした者）1人1日につき2,210円（補助単価額）に延べ利用日数を乗じた額（ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。）	利用者（補助事業者が法第19条第1項により支給決定をした者）1人1日につき1,255円（補助単価額）に延べ利用日数を乗じた額（ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。）
補助対象経費	<p>次に掲げる休日等において、共同生活援助に要する経費（給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費）</p> <p>(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日休日」という。ただし、共同生活援助利用者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービスが実施される日又は就労している共同生活援助利用者の出勤日を除く。）</p> <p>(2) 共同生活援助利用者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービスを提供する事業所又は共同生活援助利用者が就労する事業所の休業日</p>	
補助対象日数	障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数（ただし、利用月ごとに当該月の土日休日の日数を上限とする。）	

補助交付額の算定方法	運営主体の総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額、事業に実際に支出した補助対象経費の額、補助基準額を比較して、最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。
補助率	10 / 10

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

田原市長 殿

住 所
申請者 団体名
職氏名 印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金の交付について（申請）

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業目的
- 3 事業内容
- 4 実施期間 年 月 日 から 年 月 日
- 5 交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙 1）
- (2) 事業計画書（別紙 2、別紙 2 の 2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) その他参考となる資料

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

田原市長 殿

住 所

申請者 団体名

職氏名

印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金の取下げにつ
いて（申請）

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました
このことについて、下記の理由により取下げの申請をします。

記

1 取下げの日 年 月 日

2 取下げの理由

3 その他

注) 事業の実施途中である場合は、田原市障害者共同生活援助事業費補助金
交付要綱第 10 条に規定する事業実績報告書を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金の交付決定に
ついて（通知）

年 月 日付けの申請については、田原市障害者共同生活援助事業費
補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、下記のとおり決
定します。

記

1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間

年 月 日付けの申請書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金の額

補助事業経費 金 円

補助金交付決定額 金 円

3 補助金の交付条件

(1) この補助金は、申請書記載の事業に要する経費以外には使用してはならない。

(2) 補助事業者が要綱に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずること
がある。

(3) この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、当該収入及び支出
についての証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管すること。

(4) その他、要綱を遵守すること。

4 補助金交付の方法及び時期

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

田原市長 殿

住 所
申請者 団体名
職氏名 印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金の変更交付に
ついて（申請）

年 月 日付け 第 号で交付決定のありましたこのこ
とについて、下記のとおり補助金を変更されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 今回追加（減額）申請額 金 円

既 交 付 決 定 額	円
変 更 交 付 申 請 額	円
今 回 追 加 ・ 減 額	円

2 変更理由

3 添付書類

様式第 1 号に準ずる書類

殿

田原市長 印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金の変更交付決定について（通知）

年 月 日付けの申請については、田原市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 補助金額

既交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
変更後補助金額	金	円

2 補助金の交付条件

- (1) この補助金は、申請書記載の事業に要する経費以外には使用してはならない。
- (2) 補助事業者が要綱に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (3) この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、事業完了後 5 年間保管すること。
- (4) その他、要綱を遵守すること。

3 補助金交付の方法及び時期

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

田原市長 殿

住 所
申請者 団体名
職氏名 印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金の中止・廃止について（届出）

年 月 日付け 第 号で交付決定のありましたこのことについて、下記の理由により中止・廃止の届出をします。

記

- 1 中止・廃止の日付 年 月 日
- 2 中止・廃止の理由

3 その他

注) 事業の実施途中である場合は、田原市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱第10条に規定する事業実績報告書を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

田原市長 殿

住 所
申請者 団体名
職氏名 印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金の事業実績に
ついて（報告）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました、
年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金に係る事業実績について下
記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額 金 円
2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日

（添付書類）

- (1) 補助金算出調書（別紙1）
- (2) 事業実績調書（別紙2、別紙2の2）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (4) その他

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

田原市長 印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金額の確定に
ついて（通知）

年 月 日付けで実績報告のあった、年度田原市障害者共同生
活援助事業費補助金額については、下記のとおり確定する。

記

1	総事業費	金	円
2	補助対象事業費	金	円
3	交付決定額	金	円
4	確定（精算）額	金	円

様式第9号（第12条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

住 所

請求者 団体名

職氏名

印

年度田原市障害者共同生活援助事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

請 求 額	金	円
-------	---	---